

# 揖保川水系流域治水プロジェクトの見える化について

---





# 揖保川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～豊かな森に育まれた西播磨地域の暮らし、産業を守る治水対策の推進～

- 揖保川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国、県、市町等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
  - 【短期】揖保川流域の資産・人口が集中する支川において家屋浸水被害を防止するために、堰改築、堤防整備、河道掘削等を主に実施。あわせて、流域の雨水貯留浸透機能向上（森林の保全・整備等による保水力向上、既存農業施設の治水活用等）やL2ハザードマップの全世帯配布、要配慮者利用施設における避難確保計画策定を完了させるなどの避難体制強化等を実施。
  - 【中長期】揖保川本支川での家屋浸水被害の防止に向け、堤防整備、河道掘削、堰統合化に加え、引原ダム再生を主に実施。あわせて、流域の雨水貯留浸透機能向上（森林の保全・整備等による保水力向上、既存農業施設の治水活用等）や、マイ・タイムライン、マイ避難カードの作成等の更なる避難体制強化等を実施。

区分	対策	実施主体	工程	
			短期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	資産・人口が集中する支川の市街地を守る 河道掘削、堰改築、堤防整備、ポンプ増設など	姫路河川国道事務所、 兵庫県、たつの市	馬路川排水機場ポンプ増設完成(国) 林田川堰改築、堤防整備完成(国)	山根川(林田川合流点～市道橋上流)完成(兵庫県) 栗栖川引堤、市道梅原橋等の完成(国)
	本川の市街地等を守る 河道掘削、堰改築、堤防整備 など	姫路河川国道事務所	嵩崎・中比地区堰改築完成(国)	野井堰・荒井頭首工統合化、三津井堰改築完成(国) 田井地区、閼賀地区、西安積地区堤防整備等完成(国)
	引原ダム再生	兵庫県		引原ダム再生 完成(兵庫県)
	災害に強い森づくり、治山対策、ため池治水活用、 下水道(雨水幹線網)、雨水貯留浸透施設の整備、 砂防堰堤等の整備 など	近畿農政局、兵庫森林管理署、森林 整備センター神戸水源林整備事務 所、兵庫県、たつの市、宍粟市、 太子町、姫路市		
被害対象を減少させる ための対策	まちづくりと連携した水害リスクの低い地域への居住 誘導(立地適正化計画策定等)	宍粟市、たつの市 太子町、姫路市	堤防未整備箇所のまちづくりと連携した治水 対策の検討を実施(国)	
	建物等の耐水機能確保・維持 (敷地嵩上げ、電気設備の高所配置等)	姫路河川国道事務所、 兵庫県、宍粟市、たつの市、 太子町、姫路市	馬路川耐水化完成(国) 庁舎耐水化完成(たつの市)	
被害の軽減、早期復旧・ 復興のための対策	ハザードマップやマイ・タイムライン、マイ避難カード 等の策定・配布・普及の推進	姫路河川国道事務所、兵庫県、宍粟 市、たつの市、太子町、姫路市	L2ハザードマップ全世帯配布(宍粟市・姫路市) ※全戸配布済(太子町、たつの市)	
	防災訓練・防災教育・避難計画策定支援等の充実	姫路河川国道事務所 神戸地方気象台、兵庫県、 宍粟市、たつの市、太子町、 姫路市	避難確保計画策定完了 (宍粟市、太子町、たつの市、姫路市)	
グリーンインフラの取組	自然環境の保全・復元などの自然再生	姫路河川国道事務所		
	治水対策における多自然川づくり	姫路河川国道事務所		
	自然環境が有する多様な機能活用の取組み	姫路河川国道事務所		

気候変動を  
踏まえた更なる  
対策を推進

【事業費（R2年度以降の残事業費）】

- 河川対策  
全体事業費 約572億円 ※1  
対策内容 河道掘削、堰改築、堤防整備、ポンプ増設 等
- 下水道対策  
全体事業費 約396億円 ※2  
対策内容 雨水幹線網の整備、雨水貯留浸透施設の整備 等

※1：直轄及び各圏域の河川整備計画の残事業費を記載  
※2：各中期における下水道事業計画の残事業費を記載

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。  
※グリーンインフラの取組は次ページ参照。



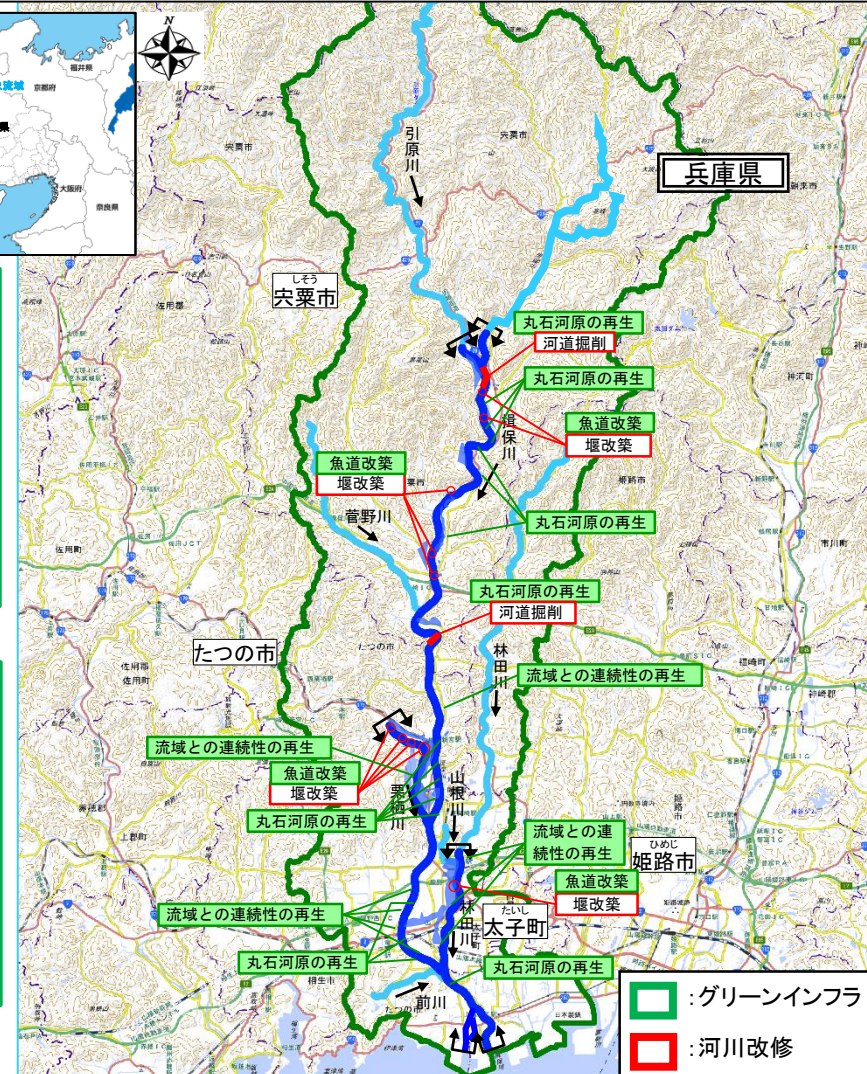
# 揖保川水系流域治水プロジェクト 【位置図】

～豊かな森に育まれた西播磨地域の暮らし、産業を守る治水対策の推進～

## ●グリーンインフラの取り組み 『上下流の連続性の再生により、アユが遡上しやすい環境の創出』

- 揖保川では、河口部や中流部に見られる瀬がアユの産卵、生育場所となっており、アユの餌となる河床の礫等に付着した藻類が多く存在することから例年数多くの天然アユの遡上が見られる。中流部では兵庫県レッドデータブックランクAのカワラハハコ群落が見られる等、希少な動植物が多く生息している。
- 揖保川においては、天然アユの遡上範囲を拡大するため、今後概ね10年で、河川改修事業（堰改築）と連携して上下流の連続性の再生の取組を進めるほか、カワラハハコの生育環境である丸石河原の再生の取組を進めるなど、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進する。

- 凡 例
- 河道掘削
  - 堤防整備
  - ▲ ダム
  - 浸水範囲(昭和51年洪水  
国管理区間における氾濫解析結果)
  - ◁ ▷ 大臣管理区間  
対象区域



### ●自然環境の保全・復元などの自然再生

- ・丸石河原の再生
- ・流域との連続性の再生

### ●治水対策における多自然川づくり

- ・堰改築に伴う魚道改築

### ●自然環境が有する多様な機能活用の取組み

- ・堤防除草の刈草を堆肥化し地域住民へ無償配布
- ・河道内樹林の伐採による発生材をバイオマス発電利用者へ無償提供
- ・カワラハハコの移植活動
- ・揖保川全域における小学校などでの河川環境学習（水生生物調査）

### 【全域に係る取組】

- ・地域のニーズを踏まえた賑わいのある水辺空間創出への連携・支援



地元住民参加の環境学習



野草の現地観察会



丸石河原



魚道を遡上するアユ



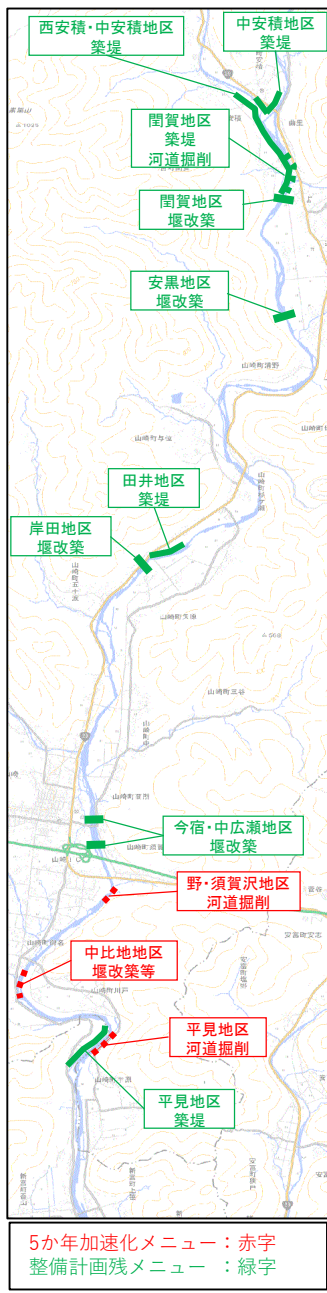
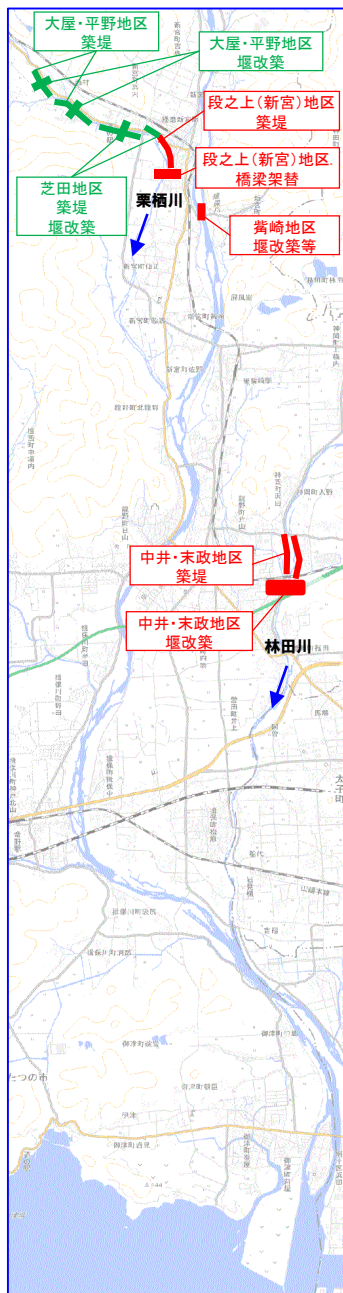
丸石河原に生息するカワラハハコ

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。



# 揖保川水系流域治水プロジェクト 【ロードマップ・効果】

～豊かな森に育まれた西播磨地域の暮らし、産業を守る治水対策の推進～



5か年加速化メニュー：赤字  
整備計画残メニュー：緑字

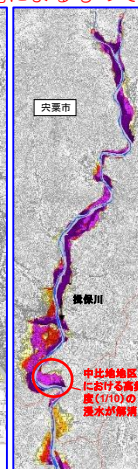
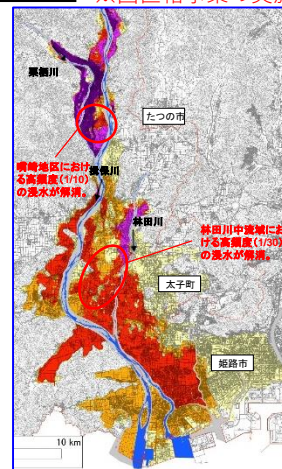
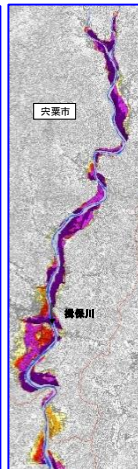
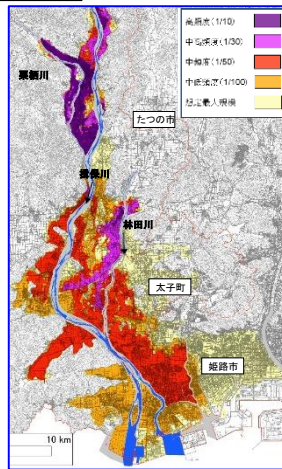
**短期整備（5カ年加速化対策）効果：河川整備率 約82%→約88% ※直轄区間のみ**

**現状**

※外水氾濫のみを想定したものである。

**短期**

※外水氾濫のみを想定したものである。  
※国直轄事業の実施によるものである。



- 【短期整備完了時の進捗】
- 河道掘削
  - 平見地区 100%
  - 野・須賀沢地区 100%
  - 新宮地区 100%
  - 築堤
  - 中井・末政地区 100%
  - 新宮地区 100%
  - 橋梁架替
  - 新宮地区新橋建設 100%
  - 堰改善
  - 崎崎地区 100%
  - 中比地区 100%
  - 今宿・中広瀬地区 40%
  - 中井・末政地区 100%

※令和3年度時点の想定であり、今後予算状況等に応じて変動する可能性がある。

※外水氾濫のみを想定したものであり、内水氾濫を考慮した際には浸水範囲の拡大や浸水深の増大が生じる場合がある。

		短期(～R.7)	中長期(～R.24)	
本川	中流部	河道掘削	平見地区、野・須賀沢地区 → 間賀地区	
		築堤	田井地区 → 間賀地区	
		堰改善	崎崎地区、中比地区 → 今宿・中広瀬地区 → 岸田地区 → 安黒地区 間賀地区	
	上流部	築堤	小宅頭首工、番山上井堰 → 野井堰、荒井頭首工 → 三井井堰 → 神野頭首工 神戸大井頭首工 → 中安積地区	
		築堤	中井・末政地区	
	支川	栗栖川	河道掘削	新宮地区 → 大屋・平野地区
			築堤	新宮地区 → 芝田地区 → 大屋・平野地区
		堰改善	新宮地区 → 芝田地区 → 大屋・平野地区	
	引原川	橋梁架替	新宮地区 → 梅原橋架替 → 旧橋撤去 → 平野下井堰・柳森井堰	
		築堤	西安積・中安積地区	
被害対象を減少させるための対策(国・兵庫県・11市3町)	L2ハザードマップ等策定・配布			
	避難計画支援等の充実			

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

# 揖保川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

※数値は暫定値であり、今後変更の可能性があります

協議会参加市町村数3市1町

戦後最大洪水等に対応した河川の整備率（見込）



**整備率：88%**  
（概ね5年後）  
※直轄区間のみ

農地・農業用施設の活用



**2市町村**  
（令和3年度末時点）

流出抑制対策の実施



**10施設**  
（令和2年度実施分）

山地の保水機能向上、土砂・流木災害対策



治山対策の実施箇所 **9箇所**  
（令和3年度実施分）  
砂防関連施設の実施箇所 **1施設**  
（令和3年度実施分）

立地適正化計画における防災指針の作成



**0市町村**  
（令和3年12月末時点）

水害リスク情報の提供



洪水浸水想定区域 **46河川**  
（令和3年12月末時点）  
内水浸水想定区域 **0団体**  
（令和3年11月末時点）

高齢者等避難の実効性の確保



避難確保計画 洪水 **467施設**  
土砂 **142施設**  
（令和3年9月末時点）  
個別避難計画 **4市町村**  
（令和4年1月1日時点）

**被害をできるだけ防ぐ・減らすための対策（直轄区間）**

令和3年度取組事例：林田川中井・末政地区築堤工事



- 揖保川支川林田川において、河川整備計画の対象洪水を安全に流下させるため、たつの市中井・末政地区の無堤区間において、令和3年度から築堤工事を実施している。
- 築堤区間下流側に位置する赤井頭首工の改築も実施しており、新堰の建設は令和3年度7月に完成し、旧堰の撤去を引き続き実施している。

**被害をできるだけ防ぐ・減らすための対策（指定区間）**

令和3年度取組事例：山根川河道拡幅工事



- 揖保川支川山根川において、河川整備計画の対象洪水を安全に流下させるため、林田川合流点から河道拡幅等を進めている。
- 令和3年度には宮川2号橋の架替が完了した。

**被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策**

令和3年度取組事例：防災協定の締結（JR、太子町）



- 避難所の確保・資材の確保を目標とし、東芝姫路工場、JR網干総合車両所、網干自動車教習所等と避難所に関する災害協定を締結、コープこうべ、マックスバリュ、西尾レントオール等と物資支援に関する災害協定を締結。

※「被害対象を減少させるための対策」については、令和3年度の実施実績がないため、「被害をできるだけ防ぐ・減らすための対策」を2例記載しています。  
※指標の数値は集計中のため変更の可能性があります。



# 緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費について対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長
- 政府を挙げて取り組む流域治水対策等を対象事業に追加し、所要事業費として1,000億円を増額
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、5年間とする

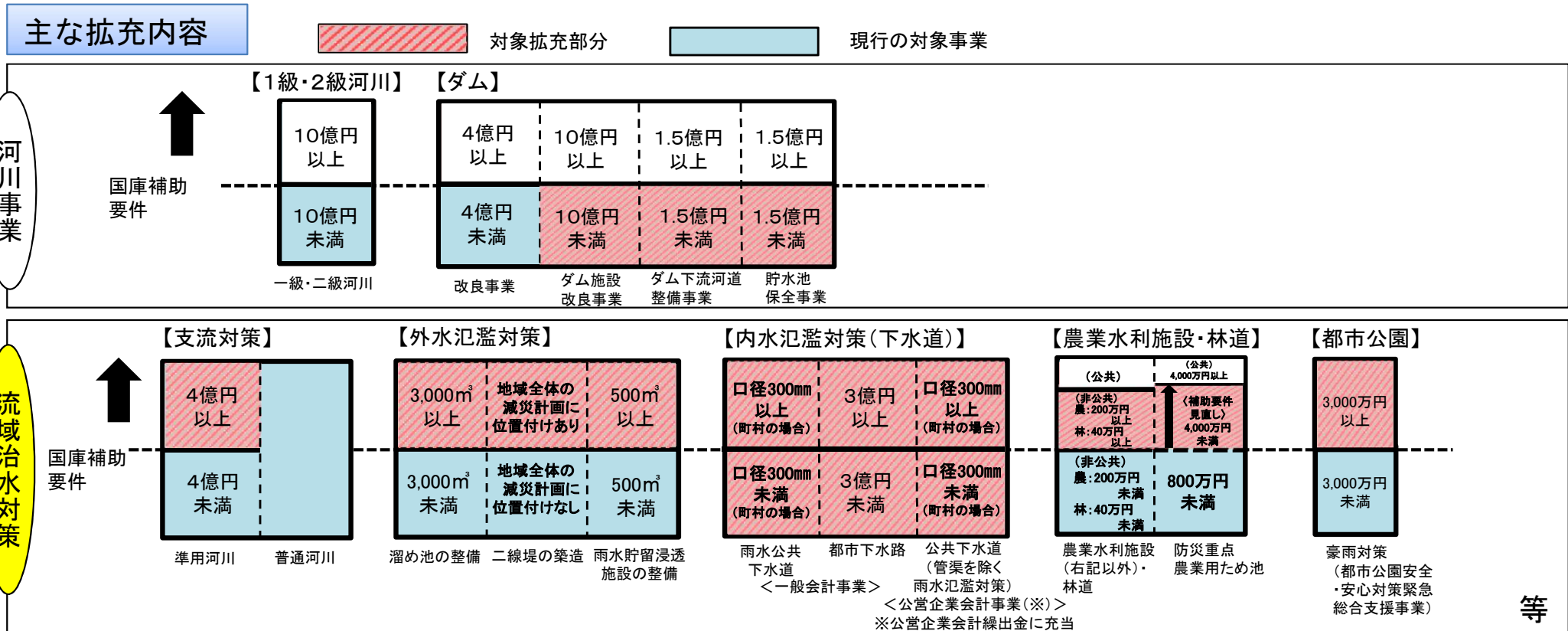
【事業期間】 令和3年度～令和7年度

【事業費】 4,000億円（令和2年度：3,000億円（対前年度比：+1,000億円増、+3割増））

【地方財政措置】 充当率100%、交付税措置率70%

【対象事業】

## 1. 流域治水対策に資する地方単独事業を対象事業として拡充



## 2. 道路防災について、小規模事業に限るとの現行の要件を撤廃した上で、橋梁・道路の洗掘・流失対策を追加

※現行の対象施設：道路防災（法面・盛土対策・冠水対策等）、河川、治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、農業水利防災、港湾・漁港防災 等

# 緊急浚渫推進事業

- 河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、令和2年度から令和6年度まで、緊急的な河川等の浚渫経費について特例地方債の発行を可能とした
- 近年、防災重点農業用ため池等の決壊等により、人家、公共施設及び農地へ被害が発生しているため、令和3年度から、防災重点農業用ため池等を対象施設に追加

## 1. 対象事業

（下線部分が令和3年度地方財政対策での拡充部分）

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫

- ※1 防災重点農業用ため池等とは、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設（クリーク及び農業用ダム等）を指す
- ※2 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象
- ※3 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
- ※4 河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

## 2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

## 3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

## 4. 事業費

令和3年度：1,100億円（対前年度比+200億円）

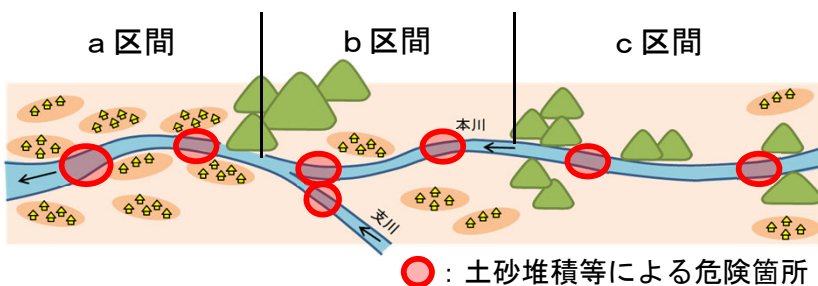
<ため池の浚渫工事>



## <参考> 河川の浚渫の例

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

### 【河川の区間区分（イメージ）】



### 【危険度の区分】

- a 区間：維持管理上特に重要な区間（洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等）
  - b 区間：維持管理上重要な区間（a 区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間）
  - c 区間：氾濫による人家への影響が殆どない河川の区間
- ※ただし、複数箇所での氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある。